

第6次越谷市障がい者計画（案） 概要

計画期間：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

第1章 計画の基本的な考え方（本編P1～P3）

【計画策定の趣旨】

障がい者数の増加や高齢化に伴う障がいの重度化・重複化、いわゆる「親亡き後」等の多様化する課題や、法制度等の改正などに迅速・的確に対応し、障がいのある人もない人も地域で分け隔てられることなく、いきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として「第6次越谷市障がい者計画を策定する。

【国の動向】

国では、「障害者差別解消法」の改正（R3）、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定（R5）など、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進している。

【計画の位置づけ】

計画の策定にあたっては、計画の実効性を高めるため、市の最上位計画である総合振興計画及び福祉関連分野の上位計画である「地域福祉計画」、その他各種分野別計画との整合を図る。

第2章 障がい者の現状と課題（本編P4～P57）

人口・障がい者手帳所持者数等統計データ、アンケート及び団体意向調査等を踏まえ、第6次越谷市障がい者計画策定に向けた課題を提起する。

第3章 計画の基本的な枠組み（本編P58～P61）

基本理念 これまでの基本理念を継承し、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことができる地域社会」とする。

基本目標 基本理念を実現するために、4つの基本目標を掲げる。

第4章 施策の展開（本編P62～P108）

基本目標の下に7つの基本方針を設定し、この方針に基づき施策を展開する。

第5章 計画の推進（本編P109）

計画の推進体制、進行管理について

